

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部を改正する規程（案）に関する意見公募手続の結果について

令和6年5月24日
経済産業省
産業保安グループ
ガス安全室

「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部を改正する規程（案）」について、令和6年3月14日から同年4月15日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後ともガス保安行政に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- ・ 募集期間 : 令和6年3月14日（木）～令和6年4月15日（月）
- ・ 告知方法 : ホームページにおける掲載
- ・ 意見提出方法 : 「e-Gov」の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 意見募集の結果

8件

3. 提出された御意見及びそれに対する回答

次頁のとおり

4. お問い合わせ先

経済産業省産業保安グループガス安全室

電話番号：03-3501-1511（内線：4932）

	提出意見	回答
1	<p>液化石油ガス販売事業者の販売所がない離島における部分について、離島・山間部等に加筆修正していただきたい。</p> <p>県内外いずれの保安機関も30分以内に対応が困難な離島の部分について、離島・山間部等に加筆修正していただきたい。</p>	<p>本改正は、第17回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス安全小委員会（令和5年3月）において、それぞれの地域の事情と工夫があり、全国一律の特例を定めるのは避けるべきであるが、地域の事情を踏まえた取組が、地域毎で検討されることを促進するために、行政の特例の周知・展開の方法として「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」（20210204保局第1号。以下「通達」という。）において地域の事情を踏まえて認められた事例を追記することが適当と結論を得ましたので、現に認められた事例を追記しています。</p> <p>また、『全ての地域において、以下の事例を満たすことで緊急時対応の要件を満たすと一律に判断されるわけではないことに留意するとともに、「緊急時の要件を満たす」ものは、地域の事情に応じて判断されるものである。』としており、山間部等についても緊急時対応の要件を満たすかどうかは地域の事情に応じて判断されるものとなりますので、山間部等がこの追記されていないことをもって、認められないというものではありません。</p>
2	<p>(1) 離島・山間部等における地域の事情を踏まえた保安確保のために必要な改正と理解します。</p> <p>(2) なお、題名については、警備業務などに関する規程と紛らわしいので、周知徹底を図るためにも、この改正を機会に、下記保局第2号に合わせ、冒頭に「液化石油ガス」または「液化石油ガスに関する」と付けていただくようお願いいたします。</p> <p>(例)</p> <p>20231212保局第2号「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程」</p>	<p>(1) ご意見ありがとうございます。</p> <p>(2) 本通達制定文において「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第15号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「規則」という。）及び保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第122号。以下「告示」という。）に規定する保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可について、その運用及び解釈を下記のとおり定める。」としており、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令の規程であることは明らかであると考えております。</p>
3	<p>また、離島・山間部等において地域の事情により「原則として30分以内に到着」することが困難な場合には、以下のいずれか以上の事例を参考に設備の設置等を行い緊急時対応の要件を満たすと判断して差し支えないが、地域の事情に応じて判断されるものである。</p> <p>ただし、全ての地域において、以下のいずれか以上の事例を満たすことで緊急時対応の要件を満たすと一律に判断されるわけではないことに留意する。</p> <p>以下の事例を、以下のいずれか以上の事例に修正されたし。</p>	<p>ご意見を検討した結果、現在の表記でもその意味は通じるものと考えられますので、現在の表記のままさせていただきます。なお、(i)~(iii)の記載した事例は、それぞれ別個に緊急時対応の要件を満たすと判断されたものを記載しており、すべてを満たすことで緊急時対応の要件を満たすと判断されたものではありません。また、緊急時対応の要件を満たすかどうかは地域の事情に応じて判断がなされます。</p>
4	<p>改定案賛成です</p> <p>離島を抱えているガス会社者ですが、30分ルールは不可能で現地の方に保安業務員の免許をとってもらい基準を満たすことが出来ています</p> <p>ただ今後、地域の人の高齢化が進み後継者が見つからず困っています</p> <p>IOT通信機をつけ安全管理は徹底していますが、改定されることを願っています</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>参考にいたします。</p>
5	<p>「当該条件を満たす供給設備及び消費設備に対して行う緊急時対応」を「当該条件を満たす供給設備及び消費設備（質量販売の契約形態にあっては消費設備）に対して行う緊急時対応」と修正をお願いしたい。</p> <p>離島・山間部においては、質量販売も多く行われており、過去はメーター販売であったものが使用量が少なくなったため契約形態を質量販売に変えているものもある。つまり、マイコンメーターがついているが、契約形態は質量販売のものも多い。マイコンメーターがあるため、集中監視をつけることができる。現行のかまきぶりであると、こうした質量販売は読めなくなる。</p>	<p>本改正は、第17回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス安全小委員会（令和5年3月）において、それぞれの地域の事情と工夫があり、全国一律の特例を定めるのは避けるべきであるが、地域の事情を踏まえた取組が、地域毎で検討されることを促進するために、行政の特例の周知・展開の方法として「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」（20210204保局第1号。以下「通達」という。）において地域の事情を踏まえて認められた事例を追記することが適当と結論を得ましたので、現に認められた事例を追記しています。</p> <p>また、『全ての地域において、以下の事例を満たすことで緊急時対応の要件を満たすと一律に判断されるわけではないことに留意するとともに、「緊急時の要件を満たす」ものは、地域の事情に応じて判断されるものである。』としており、質量販売についても緊急時対応の要件を満たすかどうかは地域の事情に応じて判断されるものとなりますので、質量販売の契約形態がこの追記されていないことをもって、認められないというものではありません。</p>
6	<p>意見内容</p> <p>(1) 下線部の文章に修正願いたい。</p> <p>また、離島・山間部等において地域の事情により「原則として30分以内に到着」することが困難な場合には、以下のいずれかの事例を参考に設備の設置等を行い緊急時対応の要件を満たすと判断して差し支えないが、地域の事情に応じて判断されるものである。ただし、全ての地域において、以下のいずれかの事例を満たすことで緊急時対応の要件を満たすと一律に判断されるわけではないことに留意する。</p> <p>(2) 全国一律の特例とならないように、今後のフォローアップ等の進め方を示して頂きたい。</p> <p>理由</p> <p>(1) 「以下の事例を参考に？」の記載では、事例をすべて網羅しないといけない読み方になっているため、「いずれかの事例を参考に？」の文言に修正願いたい。</p> <p>また、今回の改正案は、更なる規制となり、保安に係る費用が膨らむことによりLPガス消費者への負担分の理解が得難いことから、行政より該当する地域のLPガス消費者に対し、改正にあたっては、『LPガスの使用料の負担増となる場合や供給ができなくなる場合がある』旨を事前にご周知いただようお願いいたします。</p> <p>(2) 改正案については令和5年3月15日に開催された「産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス安全小委員会」において審議がなされ、改正案が示されたものと考えております。当時の議事録において、フォローアップ等の在り方、やり方につきまして、これから関係団体等と相談していきたいとの発言が経済産業省からありましたが、その後、関係団体等の調整がないままパブリックコメントの手続きが開始されており、同小委員会からの経済産業省との回答とは齟齬があると思えます。</p>	<p>(1) ご意見を検討した結果、現在の表記でもその意味は通じるものと考えられますので、現在の表記のままさせていただきます。なお、(i)~(iii)の記載した事例は、それぞれ別個に緊急時対応の要件を満たすと判断されたものを記載しており、すべてを満たすことで緊急時対応の要件を満たすと判断されたものではありません。また、緊急時対応の要件を満たすかどうかは地域の事情に応じて判断がなされます。</p> <p>今回の改正案は、規制強化ではなく、30分ルールの「原則」に係る裁量の余地として特例の事例を本通達に追記することにより、制度の柔軟化をはかったものです。</p> <p>(2) フォローアップ等の在り方については、今後、業界団体等と調整してまいります。</p>
7	<p>「離島・山間部等」が対象になっていますが、等にはどこまで入るのでしょうか。緊急時対応を行う保安機関の事業所が無いような地域が地域の事情ということであれば、今は事業所があるが、それは廃止して30分を超えることこの事業所に対応することもあり得るということでしょうか。</p> <p>人手不足の中、30分ルールを守るために事業所をおいていますが、地域の事情に応じて判断してもらえるなら辺鄙な事業所は畳みたいですが。</p> <p>おそらく所管行政に確認するようにと回答があると思います。（昔経済産業省に問い合わせたらそのように回答をもらったことがあります）</p> <p>しかしながら、所管の行政からは確認して回答しますと言われ、よくよく聞く経済産業省に確認したようです。結局経済産業省が判断するのであれば、この場で回答をもらいたいです。それを持って所管の行政へ相談に行きます。</p>	<p>緊急時対応は、原則として30分以内に到着し、一般消費者等の安全を確保する必要があります。このため、30分圏内に事業所があることが望ましいと考えられますが、本改正通達においては緊急時対応の要件を満たすと判断して差し支えない事例を記載したものです。</p> <p>その上で、緊急時対応の要件を満たすものは、地域の事情に応じて所管行政において判断されるものとなります。</p>

<p>8</p>	<p>なぜ30分ルール自体を廃止することの検討は行われず、全国統一ではない運用を定めるのでしょうか。自治体が運用しやすくするために全国どこでも適用できる解釈を定めるならまだしも、「一律に判断されるわけではない」と書かれており、現場は混乱するだけだと思います。今回の改正をするくらいなら、もともと「現地の道路事業等を助産するものとする」とあるので、それで十分ではないでしょうか。ここに改正して書くということは、本来は全国統一の運用とすべきです。</p> <p>また、30分ルールについて調べてみると、認定液化石油ガス販売事業者制度ができたときに義務付けられたようでした。この制度の特例で、30分を40kmに拡大するものがありますが、特例を設けるために30分ルールが義務化されたのではないのでしょうか。特例ありきの義務化のように思えました。30分ルールの見直しに着手するのであれば、なぜ30分なのかといったそもその部分を明らかにしたうえで見直すべきです。</p> <p>なぜならば、30分ルールがなぜ30分のか、60分ではダメなのかなどが明らかでないので、今回の改正をしたとしても、事業者が持ってくる設備の設置や体制等を見たところでこれが本当に緊急時対応の要件を満たすのか、30分での対応が必要でよいのかといったところは自治体では判断ができず、何ら意味をなさない改正になると思います。改正するのであれば、全国どこでも適用できる内容にすべきです。</p> <p>全国どこでも適用できる内容にすべきとの主張にはもう1つ理由があります。保安期間が1つの自治体の中だけで業務を行ってれば、地域事業に詳しい自治体が保安期間を認定するので判断が一定程度できると思います。一方で、自治体を跨って国所管の保安期間となった場合、国は地域の事業に応じて判断ができるのでしょうか。大臣所管だと保安機関の事業所が全国にあるので、事業所ごとに個別に判断するのでしょうか。その場合、地域の事情はどのように把握するのでしょうか。</p> <p>今回の改正は、大臣所管保安機関に対しては、大臣としてきちんと判断できるということが前提になっていますが、それが可能であることの説明がどこにもありません。経済産業省として所管の保安機関から地域の事情を理由とした申請があった場合は、判断できるということですね。</p> <p>できないのであれば、今回の改正はするべきではないです。また、事業所が所在する自治体に地域の事情を聞いたりでなければ、自治体に判断を仰いでいることになりまして、制度を作る側として調整不足ではないでしょうか。大臣所管の保安機関は全国に事業所があると思いますので、全国どこであっても地域の事情を調査しており、大臣所管の保安機関に対してはどのような場合に「緊急時対応の要件を満たす」かの判断ができるように準備してから改正すべきです。</p> <p>大臣所管の保安機関から申請が来て、それから検討を始めるのであれば、それは改正するための事前調査が不十分ということではないでしょうか。</p>	<p>本改正は、第17回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス安全小委員会（令和5年3月）において、それぞれの地域の事情と工夫があり、全国一律の特例を定めるのは避けるべきであるが、地域の事情を踏まえた取組が、地域毎で検討されることを促進するために、行政の特例の周知・展開の方法として「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」（20210204保局第1号。以下「通達」という。）において地域の事情を踏まえて認められた事例を追記することが適当と結論を得ましたので、改正を行うものです。上記小委員会において、「全国一律の特例を定めるのは避けるべき」という意見があったことから、全国一律の特例を定めず地域の事情により判断されるとしたところ。今後地域の事情や工夫といったものが積極的に検討されることを促進するのが望ましいと考えます。</p> <p>また、30分ルールは、過去の爆発事故を契機・教訓に、LPガス販売事業者等に対し、緊急時対応として、一般消費者等の消費設備等には原則として30分以内に到着し、災害の発生防止、災害の鎮圧若しくはそれによる被害の拡大防止のための所要の措置を行うことができる体制の確保を求めたものです。</p> <p>大臣所管の事業者であっても、法令に基づいて各地域の個別事業者から保安業務の内容・報告を受けるとともに、必要に応じて実施する立入検査等を通じて地域の事情等を把握し、また、必要に応じ都道府県や各地域にある産業保安監督部とも連携を図るため、地域の事情を把握することは可能です。</p>
----------	---	---